第6章 新庁舎の規模について

1 新営一般庁舎面積算定基準による施設規模

国土交通省大臣官房官庁営繕部は官庁施設の営繕計画を実施するための面積算定基準を定めており、その基準を参考に令和5年4月時点の職員数で算出した施設規模は18,093 m²となります。

表 6-1 新営一般庁舎面積算定基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による施設規模

					人員(人)			漬(m²)		
		室名		執務人員	 	換算人員	基準値	係数	算定値	備考
						1)	$1\times3.3\mathrm{m}^2$			
	執務		特別職	3	18. 0	54			196	
	面積	+	部長級	13		117		1. 1	425	
	ши	秘	課長級	48	5. 0	240		1. 1	871	
		室	課長補佐	51	2. 5	127. 5		1. 1	463	
			係長級	68		122. 4		1. 1	444	
	1710		一般職員	439	1.0	439	,	1. 1	1, 594	
	小計①			622		1099.9		r+ / 2\	3, 993	
			室名		算定力	法		漬(m²)	<i>k</i> / <i>k</i> → <i>l</i> →	備考
				#\ U !			基準値	係数	算定値	
		会議	室			り40 m ² 、10人	249	1. 1	274	
		# # =1	~ +- \\ \	増す毎に		005 校田	0.4	1.0	0.4	
			i交換室 ·	換算人員		00を採用	94		94	
		倉庫	<u> </u>	事務室の		= 2 1.41 m-	472	1.0	472	
		台帳	倉庫等	現状値(本庁舎77.5㎡、大社町 別館142.8㎡)			220	1.0	220	追加
	付属	宿直	至	S=10+(N-1)×3.3 N:宿直人数(1人)			10	1.0	10	
	面積	湯沸	!宏	S=13 m ² ×			104	1. 0	104	
庁舎		100101)主	$S=1.65\times(N\times1/3)$			104	1.0	104	
1,1 🗖		受付	及び巡視溜				6. 5	1.0	6. 5	
				N:受付人数(1人) 最小:6.5㎡ S=N×0.32						
		便所	「及び洗面所	N:執務人員(622人)			199	1.0	199	
		医發		11・サロカノく貝(022/八)			140	1.0	140	
				$S=N\times 0.08$	85					
		売店		N:執務人		$\langle \rangle$	53	1.0	53	
		食堂	及び喫茶室	D 1000			280	1.0	280	
	小計②								1,853	
		機械	 (室	冷暖房の	場合		831	1.0	831	
	関係	電気		冷暖房・	高圧受電	 ②の場合	131	1.0	131	
	面積	自家	発電機室		-		29	1.0	29	
	小計③			l					991	
	議会	議場	· 、委員会室及	$S=N \times 35 \mathrm{m}$	î		550	1.0	770	110040 2 /4 (10%
	関係		員控室	N:議員定	数(22人)	770	1.0	770	H22総務省*
		7 0	. /ı o =+y	$S=N\times7 \mathrm{m}^2$			4 054	1.0	4 054	11004W <u>44</u> 46 %
	スの仏	ての	他諸室	N:執務人	員(622)	()	4, 354	1. 0	4, 354	H22総務省*
	その他			会議室、	電話交換	奠室、便所及				
	諸室	重複	面積控除	び洗面所	の重複す	上る面積を控	-542	1.0	-542	
				除						
	交通	玄関]、廊下、階段	$S=N \times 35\%$			2 061	1 0	2 061	
	部分	室等	<u> </u>	N:有効面	積(11 <u>,</u> 0	31 m²)	3, 861	1.0	3, 861	
	-				-	19				

	小計④				8, 443	
	合計①(小計①+/	、計②+小計③+小計④)			15, 280	
	電算センター		190	1.0	190	
	高齢者いきがいセンター		100	1.0	100	
	保健センター		770	1.0	770	
複合	社会福祉会館		700	1.0	700	
施設	総合防災センター		453	1.0	453	
	防災倉庫	東西南北コミュニティ防災セ ンター防災倉庫(150㎡×4)	600	1.0	600	
	î	合計②			2,813	
	全体(合計)	①+合計②)			18, 093	·

※ 平成22年度地方債同意等基準運用要綱

しかしながら、市の人口は、平成 17 年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の予測では、今後も人口減少が進んでいくとされています。このことから将来的には、職員数についても減少することが考えられます。そこで、第 5 次総合計画における令和 47 年度 (2065) の将来人口推計を基に将来職員数(執務人員)を算出し、それに合わせて算定したところ施設規模は人口ビジョンベースで 16,238 ㎡ (表 6-2)、社人研の将来人口推計ベースで 13,851 ㎡ (表 6-3)となりました。

表 6-2 新営一般庁舎面積算定基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による施設規模(将来職員数)

					人員(人)	面和	責(m²)]
			室名	執務人員	換算率	換算人員 ①	基準値 ①×3.3㎡	係数	算定值	備考
	執務		特別職	3	18.0	54	178	1. 1	196	
	新務 面積		部長級	11	9.0	99	327	1. 1	360	
	田 作	事務室	課長級	41	5.0	205	677	1. 1	745	
			課長補佐	44		110	363	1. 1	399	
			係長級	58		104. 4	345	1.1	380	
			一般職員	376		376	1, 241	1.1	1, 365	
	小計①			533		948. 4			3, 445	
		室名			算定方法	<u></u>	重和 基準値	責(m²)		備考
	至名		土/山		<i>异比刀伝</i>			係数	算定值	C. HIA
庁舎		会請	養室	職員100人にあたり40㎡、10 人増す毎に4㎡			213	1. 1	234	
11 日		電話	舌交換室	換算人員6	00-800を	/採用	68	1.0	68	
		倉庫	Ī	事務室の13%			407	1.0	407	
		台帳倉庫等		現状値(本 町別館142		5m²、大社	220	1.0	220	追加
	付属 面積	宿匪	直室	S=10+(N-1) ×3.3 N: 宿直人数(1人)		10	1.0	10		
		湯海	弗室	$S=13 \mathrm{m}^2 \times 8$	階		104	1.0	104	
			け及び巡視溜	S=1.65×(N:受付人数		最小:6.5㎡	6. 5	1.0	6. 5	
			所及び洗面所	S=N×0.32 N:執務人員)	171	1.0	171	
			务室				140	1.0	140	
		売后	<u> </u>	S=N×0.08 N:執務人員)	45	1.0	45	

		食堂及び喫茶室		280	1.0	280	
	小計②					1,686	
	設備	機械室	冷暖房の場合	831	1.0	831	
	関係	電気室	冷暖房・高圧受電の場合	131	1.0	131	
	面積	自家発電機室		29	1.0	29	
	小計③					991	
	議会 関係	議場、委員会室 及び議員控室	S=N×35 m ² N:議員定数(18人)	630	1.0	630	H22総務省*
	その他	その他諸室	S=N×7㎡ N:執務人員(533人)	3, 731	1.0	3, 731	H22総務省*
	諸室	重複面積控除	会議室、電話交換室、便所及 び洗面所の重複する面積を控 除	-452	1. 0	-452	
		玄関、廊下、階 段室等	S=N×35% N:有効面積(9,696㎡)	3, 394	1. 0	3, 394	
	小計④					7, 303	
		合計①(小計①+/	い計②+小計③+小計④)			13, 425	
	電算セ			190	1.0	190	
	高齢者	いきがいセンター		100	1.0	100	
	保健セ	ンター		770	1.0	770	
複合	社会福	祉会館		700	1.0	700	
施設	総合防	災センター		453	1.0	453	
	防災倉	庫	東西南北コミュニティ防災センター防災倉庫(150㎡×4)	600	1.0	600	
			合計②			2,813	
		全体(合計(①+合計②)			16, 238	

[※] 平成22年度地方債同意等基準運用要綱

表 6-3 新営一般庁舎面積算定基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)による施設規模(将来職員数)

					人員(人	.)	面和	責(m²)]
			室名	執務人員	換算率	換算人員 ①	基準値 ①×3.3㎡	係数	算定值	備考
	執務		特別職	3	18.0	54	178	1. 1	196	
		4.	部長級	9	9.0	81	267	1.1	294	
	面積		課長級	32	5.0	160	528	1. 1	581	
		事務室	課長補佐	34	2. 5	85	281	1. 1	309	
			係長級	45	1.8	81	267	1. 1	294	
	一般職員		291	1.0	291	960	1. 1	1,056		
庁舎	小計①			414		752			2,730	
11 日			室名	算定方法			面和	責(m²)		備考
			王石				基準値	係数	算定値	1
		会請	養室	職員100人にあたり40㎡、10 人増す毎に4㎡		166	1. 1	183		
	付属	電話	舌交換室	換算人員6	00-800き	と採用	68	1.0	68	
	面積	倉庫	Ē	事務室の1	3%		323	1.0	323	
		台巾	長倉庫等	現状値(本 町別館142		5㎡、大社	220	1.0	220	追加
		宿匪	直室	S=10+(N-1) × 3.3 N:宿直人数(1人)		10	1.0	10		

		湯沸室	S=13 m²×8階	104	1.0	104	
		受付及び巡視溜	S=1.65×(N×1/3) N:受付人数(1人) 最小:6.5㎡	6. 5	1. 0	6. 5	
		便所及び洗面所	S=N×0.32 N:執務人員(414人)	132	1. 0	132	
		医務室		140	1.0	140	
		売店	S=N×0.085 N:執務人員(414人)	35	1.0	35	
		食堂及び喫茶室		280	1.0	280	
	小計②					1,502	
	設備	機械室	冷暖房の場合	831	1.0	831	
	関係	電気室	冷暖房・高圧受電の場合	131	1. 0	131	
	面積	自家発電機室		29	1.0	29	
	小計③					991	
		議場、委員会室 及び議員控室	S=N×35 m ² N:議員定数(14人)	490	1. 0	490	H22総務省*
	その他	その他諸室	S=N×7㎡ N:執務人員(414人)	2, 898	1. 0	2, 898	H22総務省*
	諸室	重複面積控除	会議室、電話交換室、便所及 び洗面所の重複する面積を控 除	-366	1. 0	-366	
	交通 部分	玄関、廊下、階 段室等	S=N×35% N:有効面積(7,979㎡)	2, 793	1.0	2, 793	
	小計④					5, 815	
		合計①(小計①+/	小計②+小計③+小計④)			11,038	
	電算セ			190	1.0	190	
	高齢者	いきがいセンター		100	1.0	100	
	保健セ	ンター		770	1.0	770	
複合	社会福	祉会館		700	1.0	700	
施設	総合防	災センター		453	1.0	453	
	防災倉		東西南北コミュニティ防災センター防災倉庫(150㎡×4)	600	1.0	600	
			合計②			2,813	
		全体(合計	①+合計②)			13, 851	

※ 平成22年度地方債同意等基準運用要綱

なお、将来職員数 (執務人員) については、第 5 次総合計画の人口ビジョンである 83,695 人および 社人研の将来人口推計 64,705 人に対して、総務省「類似団体別職員数の状況」(令和 3 年 4 月 1 日) の区分 II-3 (50,000 人以上 100,000 人未満) に分類される 85 団体の人口 1 万人当たりの職員数の 平均 63.64 人を乗じて算出した人数としています。なお、現状ではIII-3 (100,000 人以上 150,000 人未満) に分類されています。

120,000 110,000 97,881 100,000 92,604 86,668 90,000 99,244 83,695 80,000 80,187 第5次計画期間 70,000 64,705 60,000 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 (年) ◆ 本計画人口ビジョン ◆ 社人研べースの長期推計

図 6-1 将来人口推計

出典:第5次三島市総合計画

表 6-4 市区町村別人口1万当たり職員数一覧(令和3年4月1日現在)

Ⅱ-3 (85団体)

(人口5万以上10万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上の団体)

団	体 名	面積 (R3.10.1)	住基人口 (R3.1.1)	普通会計 職員数 (R3.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)
茨城県	牛久市	58.92	84,868	319	37.59
福岡県	宗像市	119.94	97,201	424	43.62
福岡県	福津市	52.76	67,257	297	44.16
埼玉県	志木市	9.05	76,457	351	45.91
福岡県	太宰府市	29.60	71,922	334	46.44
熊本県	合志市	53.19	63,033	299	47.44
奈良県	大和高田市	16.48	63,781	578	90.62
兵庫県	豊岡市	697.55	79,897	803	100.50
島根県	浜田市	690.68	52,605	567	107.78
栃木県	日光市	1,449.83	80,168	893	111.39
石川県	七尾市	318.29	51,178	588	114.89
П –	-3 合 計		6,039,202	38,436	63.64

出典:類似団体別職員数の状況(総務省)

2 公共施設保全計画における新庁舎の施設規模

令和2年3月に策定した公共施設保全計画では、本庁機能(本庁舎、中央町別館、大社町別館)の 集約化及びその他施設の複合を検討するとしており、現庁舎などの合計延べ床面積を考慮して、複合 後の延べ床面積を13,234 ㎡としています。

表 6-5 公共施設保全計画における新庁舎の施設規模

区分	施設名	建物名	現在 延べ床面積 (単位:㎡)	複合後 延べ床面積 (単位:㎡)
		本館	4, 418. 08	
	ナドへ	西館	2, 052. 40	
庁舎施設	本庁舎	屋外文書庫	470.04	10 401
厅害施設		情報センター	190.00	10, 421
	中央町別館	中央町別館	2, 395. 19	
	大社町別館	別館庁舎	895.80	
	電算センター	電算センター	_	190
	高齢者いきがいセンター	本館A	333. 33	100
	伊健・カンプ	保健センターA	819.00	770
	保健センター	保健センターB	800.00	0
その他施設	社会福祉会館	館舎	1, 173. 45	700
ての他地政	総合防災センター	防災センター	675. 56	453
	東地区コミュニティ防災センター	防災センター	408. 28	150
	西地区コミュニティ防災センター	防災センター	481.59	150
	南地区コミュニティ防災センター	防災センター	400.00	150
	北地区コミュニティ防災センター	防災センター	275. 50	150
	面積計		15, 788. 22	13, 234

[※] 延べ床面積には駐車場、駐輪場等の用途に供する部分は含まれていない。

3 新庁舎の規模

施設規模の算定結果をまとめたものが表 6-5 となります。これを見ると新営一般庁舎面積算定基準(社人研ベース将来職員数)と公共施設保全計画による数値がほぼ等しい結果になっています。

新庁舎の規模については、効率を考えた上で最小限のものとすべきと市議会からの提言があったことから、最小値である公共施設保全計画による 13,234 ㎡を目途に計画を進めることとします。

なお、新営一般庁舎面積算定基準による 18,093 ㎡から約 5,000 ㎡が縮減されるが、AI・RPA・ペーパーレス化などの様々な DX 技術を積極的に活用し、業務の効率化とスリム化を図ることで、延べ床面積の削減が可能になるものと考えています。

表 6-6 施設規模算定結果

基準・根拠	延べ床面積(m²)
新営一般庁舎面積算定基準	18, 093
新営一般庁舎面積算定基準(人口ビジョンベース将来職員数)	16, 238
新営一般庁舎面積算定基準(社人研ベース将来職員数)	13, 851
公共施設保全計画	13, 234

第7章 駐車場の規模について

1 自動車利用の現状

静岡県自動車保有台数調査によれば、表 7-1 のとおり三島市における自家用乗用車の車両 1 台当たりの人口は、県内 5 位と高く、1 台の車両が支える人が多いことがわかります。また、1 世帯当たりの車両数は県内で29 位となっており、1 世帯が持つ車両数が県平均と比べても少ないことがわかります。

また、自動車保有台数については、表 7-2 のとおり増減はあるものの減少傾向にあります。

一方で、市民アンケートによれば、市役所を訪れる際に最も利用する交通手段として 74.5%の方が自家用車としており、来庁者の自動車ニーズが高いことがわかります。

表 7-1 静岡県市町別自動車保有台数 一人口·世帯比一

令和4年4月1日現在

	保有総数 (台)	うち自家用	うち二	車両1	1台当たり人口(人)			1世帯当たり車両			(台)
		乗用車 (台)	輪・原 付 (台)	保有総数	順位	自家用乗用車	順位	自家 用乗 用車	順位	二 輪・ 原付	順位
県	3, 132, 047	2, 216, 856	355, 110	1. 15		1.62		1. 48		0. 24	
三島市	79, 162	58, 665	9, 943	1.35	2	1.82	5	1. 26	29	0.21	27

(出典:静岡県)

表 7-2 年別自動車保有台数 (平成 29 年~令和 4 年)

		自動車台数(台)							
	平成 29 年	平成 29 年 平成 30 年 平成 31 年 令和 2 年 令和 3 年 令和 4 年							
	(2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2								
県	3, 146, 649	3, 145, 817	3, 143, 126	3, 136, 141	3, 136, 260	3, 132, 047			
三島市	80, 186	79, 959	79, 731	79, 533	79, 579	79, 162			

(出典:静岡県)

図 7-1 運転免許証の保有状況

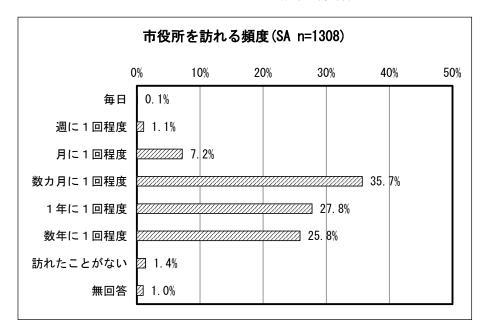
図 7-2 運転免許証の返納状況

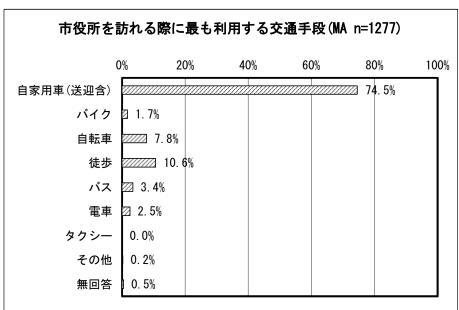




(三島市地域公共交通計画)

図 7-3 市民アンケート結果(抜粋)





2 駐車場整備の規模

現庁舎の駐車台数は表 7-3 のとおりですが、新庁舎整備における来庁者用の必要台数は、「最大滞留量の近似的計算法」(岡田光正)及び「市・区・町役場の窓口事務施設の調査」(関龍夫)を参考に算定します。なお、公用車等については人口減少の割合に応じて削減しています。

表 7-3 現在の駐車台数

	本庁舎	中央町別館	大社町別館	市営中央駐車場	その他	合計
来庁者	63	6	4	0	26	99
公用車等	30	9	4	54	27	124
合計	93	15	8	54	53	223

1日当たりの来庁者台数は、人口、人口に対する来庁者の割合、自動車保有率から、次の式で表されます。なお、将来を見据えた規模となるように、現在の人口(2023年5月31日現在)及び将来の人口により来庁者台数を算定します。また、「市・区・町役場の窓口事務施設の調査(関龍夫)」によると、一般に、窓口で人口の0.9%、窓口以外で人口の0.6%を想定できるとしています。

1日当たりの来庁者台数(台/日) =人口(人)×人口に対する来庁者の割合(%)×自動車保有率(%)

表 7-4 来庁者台数の算定

区分)	人口	来庁者の割合	自動車保有率	来庁者台数
現在の人口	窓口	106 490	0.9%	64. 36%	617
が住り入口	窓口以外	106, 489	0.6%	04. 30 70	412
原本のトロ	窓口	64 705	0.9%	64. 36%	375
将来の人口	窓口以外	64, 705	0.6%	04. 30 %	250

表 7-5 三島市の自動車保有率

現在の人口**1	106, 489人	
上記の内18歳以上の人口※1	91,155人	A
自動車保有台数※2	58,665台	В
自動車保有率	64. 36%	B/A*100 (%)

^{※1} 三島市の統計(2023年5月31日現在)による数値

必要駐車台数は、「最大滞留量の近似的計算法(岡田光正)」によると、次の式で表されます。ここで、集中率(1日のうち、ピークの1時間に集中する割合)は30%、平均滞留時間(1時間のうち、自動車が滞留する時間)は窓口部門が20分、窓口部門以外が60分と想定しています。

必要駐車台数(台/日)

= 1日当たりの来庁者台数(台/日)×集中率(%)×平均滞留時間(分/60)

表 7-6 来庁者台数の算定

区分		来庁者台数	集中率	平均滯留時間	必要駐車台数
現在の人口	窓口	617	30%	20分	62台
が住の人口	窓口以外	412	30 70	60分	124台
版本の1日	窓口	375	200/	20分	38台
将来の人口	窓口以外	250	30%	60分	75台

必要駐車台数をまとめたものが表 7-7 となります。

新庁舎整備における駐車場台数は、現在の人口から算定した場合 310 台となりますが、AI や RPA と

^{※2} 令和4年静岡県の自動車保有台数調査による保有総数のうち自家用乗用車台数

いった DX 技術の推進により、来庁者数の減少や滞在時間の短縮が図られ、駐車場台数の軽減が図れるほか、個別に配備されていた公用車についても、庁舎機能の統合によって台数を削減できるものと考えられることから、およそ 40 年後の将来の人口推計から算定した 188 台との平均を基に、およそ240 台に駐車場台数を絞り検討していきます。

区分 現在の人口からの算定 将来の人口からの算定 平均 現在(参考) 人口 106, 489 64, 705 85, 597 106, 489 来庁者 186 113 149 99 公用車等 75 99 124 124 310 188 223 合計 248

表 7-7 来庁者駐車台数の比較

※公用車等の台数については、根拠となる適切な算定方法が見当たらなかったことから、複合化する各施設に配置の実数としている。また、将来を見据えた公用車等台数については、現在の台数から人口割合に合わせて減少させた値としている。

なお、将来的に MaaS 導入が拡大した場合、シェアリングサービスの影響で約 10%、さらに低速自動運転の普及によるさらなる進展の影響でさらに約 10%、自動車保有率が減少する可能性も考えられることから、目安としてさらに 10 台程度の駐車スペースの削減ができる可能性はあるが、新たに乗降スペースの拡張等が必要となることも考えられるため、将来的な変化に対応できる状況を、供用開始の段階から事前に考慮して、この 10 台程度の駐車スペースは、将来の可変性に対応できるように検討を進めます。



クかより進展した場合の値 自動車関連税制に関する税収シミュレーション等調査(東京都主税局)

これまでにいただいた市民からの駐車場の利用に関するご意見や、市民アンケートの結果、慢性的な駐車場の混雑状況、複合化する他施設の駐車事情を踏まえると、大幅な駐車場の削減は、供用開始時点となる令和13年度においては困難であると考えています。また、周辺の民間駐車場の利用は、恒久的に利用ができるものではなく、また、分散化することで市民の利便性を損なう恐れがあることから、目安とする240台には今回の検証を含めずに検討を進めていきます。

第8章 新庁舎に備えるべき機能について

今後、新庁舎整備の基本理念や基本方針を踏まえ、新庁舎に備えるべき機能を検討し、本章を構成していきます。

第9章 新庁舎の整備候補地について

1 候補地の概要

新庁舎整備候補地は、交通の利便性、敷地規模、土地の所有状況及び市民会議などの意見を考慮して、北田町(現在地)及び南二日町広場としています。

なお、地方自治法では、地方公共団体の事務所は住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、 他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないと規定されています。

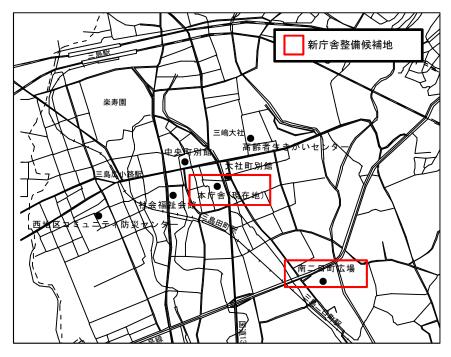
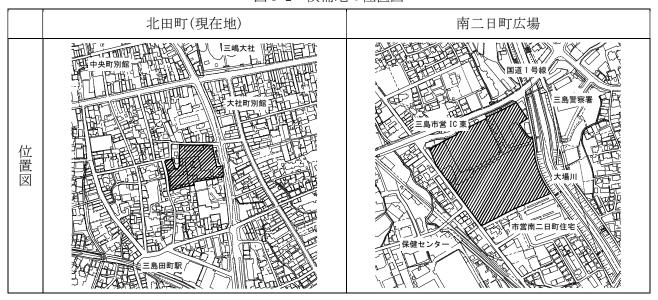


図 9-1 新庁舎整備候補地周辺地図

表 9-1 候補地の概要

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
		北田町(現在地)	南二日町広場
所在地		三島市北田町4-47	三島市南二日町22
敷地面積	ALLIE TO THE PERSON OF THE PER	約7,000㎡	約34,000㎡
			(準住8, 100㎡、1住25, 900㎡)
所有状況	L	市有地	市有地(一部借地あり)
最寄り駅	1	三島田町駅	三島二日町駅
取可り砂		(伊豆箱根鉄道駿豆線)	(伊豆箱根鉄道駿豆線)
用途地域	÷	近隣商業地域	準住居地域(北側)
用烟地坝	Ç,	世 隣何未地域	第1種住居地域(南側)
建蔽率等		建蔽率80%、容積率200%	建蔽率60%、容積率200%
防火指定	*	₩# F+ . L. LUI	準防火地域(準住居地域)
例入1日足	<u>-</u>	準防火地域	第22条区域(第1種住居地域)
標高		約25.0m	約19.5m
液状化危険	度	ほとんど無し、被害なし	ほとんど無し、被害なし
最大地震震度予測		6強	6 強
建物全壊率推定		5%以上、10%未満	1%以上、5%未満
洪水浸水	計画規模	区域外	区域外
想定区域想	定最大規模	区域外	区域内

図 9-2 候補地の位置図



地方自治法(抄)

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出 席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

地方自治法施行規程(抄)

第一条 地方公共団体の事務所の現に在る位置は、地方自治法第四条の条例で定めたものとみなす。

2 候補地の各種計画における位置付け

まちづくりや都市計画等に関して、総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針となる様々な計画を策定しています。

新庁舎整備候補地の北田町(現在地)及び南二日町広場について、各計画では表 9-2 のとおり位置付けています。

表 9-2 各種計画における位置付け

計画	内容
	概要:時代に合った自治体経営のあり方や、市民がまちに愛着や誇りをもち、持続
等 [的に発展できるまちづくりの指針を示した計画
第5次総合計画	・土地利用の位置づけ(p. 34)
(2021–2030)	北田町(現在地):「整備・集積系区域」の「中心市街地活性化ゾーン」
	南二日町広場:なし
第3次都市計画マス	概要:都市計画法第18条の2の規定に基づいて、市全域に係る都市計画の基
タープラン(2021-	本的な方針を定めた計画
2030)	・目指すべき都市の姿(p. 14)

	せせらぎや緑などの自然と歴史・文化が感じられるまちに活気が生まれ、生活を			
	支える都市基盤が整備された快適で暮らしやすいまち			
	・土地利用基本計画(p. 18)			
	北田町(現在地)、南二日町広場ともに「中心拠点」かつ「中心商業・業務地」			
	・歴史的風致維持向上計画(p. 47)			
	北田町(現在地)、南二日町広場ともに「三島大社例大祭とつけ祭りにみる歴史的			
	風致」、「市街地のせせらぎにみる歴史的風致」の区域内(北田町は「重点区域」に指			
	定)			
	・地域別構想(p. 49)			
	「旧三島町地域」: 人々が集う豊かで活力に満ちたまち、癒しと味わいと魅			
	力を感じるまち、安らぎとゆとりを感じるまち			
	概要:都市機能や居住の誘導を行い、それらを公共交通でつなぐことで三島におけ			
	るコンパクトシティの形成を目指した計画			
土原本工作制 基	・居住誘導区域の設定(p.35)			
立地適正化計画	北田町(現在地): 「市街化区域・都市型居住形成エリア」			
(2015–2035)	南二日町広場:「市街化区域・中低層系居住形成エリア」			
	・都市機能誘導(p. 63)			
	北田町(現在地)、南二日町広場ともに「都市機能誘導区域」			
	概要:市民・事業者・市の全てが、それぞれの立場で主体的かつ協力と連携を図り			
\$	ながら、環境への負荷を低減するための計画			
第3次環境基本計画	・「快適で良好なまちづくりの推進」に関する市の取り組み(p.46)			
(2022–2031)	景観の保全と活用、計画的なまちづくりの推進、公共交通の維持向上・利用促進、自然			
	災害対策の推進			

(1) 第 5 次三島市総合計画(2021-2030)

第5次三島市総合計画は、まちづくりの総合的な計画として、市の計画の中で最上位に位置づけられています。時代に合った自治体経営のあり方や、市民がまちに愛着や誇りをもち「三島らしさ」を発揮しながら持続的に発展できるまちづくりの指針として策定されました。

北田町は「整備・集積系区域」の「中心市街地活性化ゾーン」に位置付けられています。



図 9-3 土地利用概念図

(2) 第3次三島市都市計画マスタープラン(2021-2030)

第3次三島市都市計画マスタープランは都市計画法第18条の2の規定に基づいて、三島市全域 に係る都市計画の基本的な方針を定めたものです。

第4次国土利用計画(三島市計画)では、北田町(現在地)は「整備・集積系区域」の「中心市 街地活性化ゾーン」に位置付けられています。

また、計画に位置付けられた土地利用基本計画図においては、いずれの候補地とも「中心拠 点」かつ「中心商業・業務地」に位置付けられています。

(国) 1号 三島家原IC 都市的土地利用計画 低層住宅地 三島玉沢IC 市街地住宅地 幹線道路周辺住宅地 JR 東海道新幹線 既存集落地 自然環境共生型低層 JR 東海道本線 商業系 中心商業・業務地 沿道型商業・業務地 (都) 西胃門新谷線 工業系 工業集積地 野田線 拠点形成の考え方 中心拠点 大場图南IC 地域拠点 自然的・農業的土地利用計画 (一) 清水函南停車場線 環境保全ゾーン (国) 136号 3 新たに都市的土地利用を検討する区域 の土地利用計画 健康・福祉・医療拠点 產業集積拠点 観光交流拠点 複合交流拠点

図 9-4 土地利用基本計画図

(3) 三島市立地適正化計画(2015-2035)

三島市立地適正化計画は都市機能や居住の誘導、それらを公共交通でつなぐ「三島市版の拠点 ネットワーク型コンパクトシティ」の形成を目指し策定されました。

整備候補地はいずれも都市機能誘導区域に含まれています。また、誘導施設として市役所、文化会館、図書館、生涯学習センター、医療施設、健康づくり施設、子育て支援施設、交流施設、大規模商業施設、商業施設が設定されています。

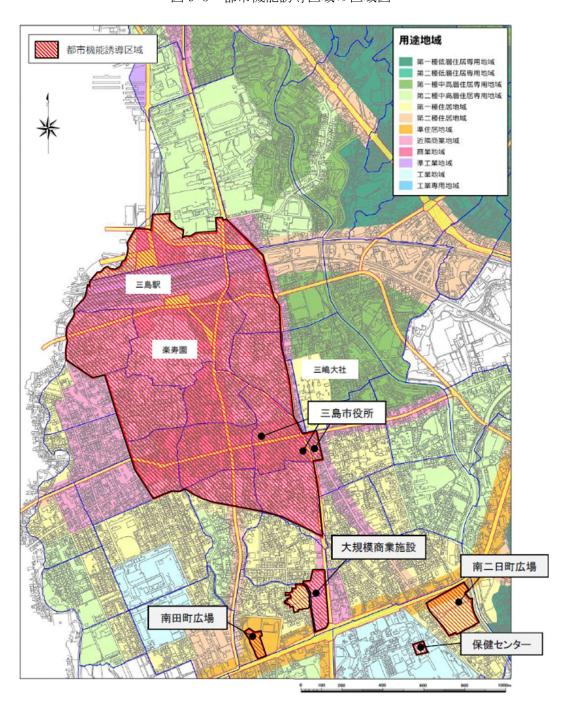


図 9-5 都市機能誘導区域の区域図

第10章 新庁舎の配置計画及び事業費について

1 配置計画及び概算事業費

従来方式(設計施工分離発注)による事業として、新庁舎整備候補地である北田町(現在地)、南二日町広場の各敷地において、次の6つの配置計画(表 10-1 から表 10-6)の解体工事費や付帯業務費を見込んだ概算事業費を算出し検証しました。

【前提条件】

- ・整備手法は新築で、規模は 13,234 m 、駐車台数は 240 台
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部新営予算単価(最新版)等により算定

|【標準予算単価×13,234 m²】+【標準予算単価算出基準を用いた実情による加算】|

標準予算単価については、概算事業費の算定段階であることから一律の単価を採用。

標準予算単価算出基準を用いた実情による加算については、建物を分割して計画することを考慮し、トイレの個所数等に応じた高齢者・障害者施策や、受変電設備、自家発電設備、太陽光発電設備、共同受信、電話交換設備、エレベータ設備等に違いがある。

また、構内舗装については、敷地面積から建物建築面積の差を整備するものとして算出。 仮設庁舎は、想定規模により算出。

立体駐車場は、1台当たり 40 m2×必要台数により算出。

解体工事費、付帯業務費は一律の単価を採用。

庁舎建設費、仮設庁舎建設費、立体駐車場建設費については、設計業務に係る費用を加算。

- ・仮設庁舎、立体駐車場の位置は未設定
- 物価上昇率年間 3%考慮
- ・引っ越し費用等その他経費は未計上

北田町 (現在地) においては、仮設庁舎が 875 ㎡から 7,130 ㎡程度必要となり、立体駐車場が 2,280 ㎡から 3,280 ㎡程度必要となることから、概算事業費は約 113 億 4 千万円から約 127 億 4 千万円となります。なお、旧本庁舎の一部を工事中に利用する配置計画の場合、工事期間中の駐車場不足を補う臨時駐車場に係る費用等が別途必要となります。

南二日町広場においては、仮設庁舎や立体駐車場は不要となりますが、浸水対策費がかかることから、概算事業費は、約102億5千万円から約103億円となります。なお、配置計画によっては、サッカーグランド等の代替え施設を再整備する費用等が別途必要になります。

これらにより、両候補地の概算事業費には、約10億9千万円から約24億4千万円程度の差があります。

表 10-1 配置計画① 北田町(現在地)

表 10 ⁻ 1 配值計画① 北田町(現在地)					
整備地	北田町(現在地	也)	検証		
配置計画	西棟 (8F) 7, 834㎡	東棟 (8F) 5,400㎡	平地駐車場 183 台 メリット ・仮設庁舎の規模を縮小できる ・仮庁舎の想定規模は875 ㎡程度(議会棟相当) ・工事中も旧本庁舎の一部が利用できる デメリット ・高層の建物となる		
	庁舎建設費	9, 966, 720	・工期がかかる ・工事エリアが手狭となる		
	仮設庁舎建設費	145, 789	・工事中の来庁者駐車場が手狭とな		
Litter Artes	立体駐車場建設費	911, 405	る		
概算 事業費	浸水対策費	0	・240 台駐車の場合必要な立体駐車		
(千円)	解体工事費	214, 638	場は 2, 280 ㎡程度		
	付带業務費	102, 531			
	用地費	0			
	計	11, 341, 083			

表 10-2 配置計画② 北田町(現在地)

	表 10-2 配置計画② 北田町(現在地)					
整備地	北田町(現在	地)	検証			
配置計画	西棟 (5F) 6,750㎡ 東棟 (8F) 6,484㎡		平地駐車場 173 台 メリット ・仮設庁舎の規模を縮小できる ・仮庁舎の想定規模は 2,522 ㎡程度 (西館相当) ・低層階を広くとれる ・工事中も旧本庁舎の一部が利用で きる			
	庁舎建設費	9, 958, 667	・一部が高層の建物となる			
	仮設庁舎建設費	414, 217	・隣接地の活用が必要(約300 ㎡を見			
I rome baba	立体駐車場建設費	1, 061, 828	- 込んでいる。) ・工期がかかる			
概算 事業費	浸水対策費	0	・工事中の来庁者駐車場が手狭とな			
(千円)	解体工事費	214, 638	3 040 ART = 040 A = 0.2 A + C + C + C + C + C + C + C + C + C +			
	付帯業務費	102, 531	・240 台駐車の場合必要な立体駐車場			
	用地費	43, 254	は 2,680 ㎡程度			
	計	11, 795, 135				

表 10-3 配置計画③ 北田町(現在地) ※平成 28 年仮配置ベース

整備地	北田町 (現在		検証
配置計画	中央棟 (8F) 6. 484㎡	· (8F) 5, 400m	平地駐車場 158 台 メリット ・仮設庁舎の規模を縮小できる ・仮庁舎の想定規模は 875 ㎡程度(議会棟相当) ・低層階を広くとれる ・工事中も旧本庁舎の一部が利用できる
	庁舎建設費	10, 990, 712	・一部が高層の建物となる
	仮設庁舎建設費	145, 789	・階段、エレベータ等の共用部が多く なり執務室等が減る
Little finhe	立体駐車場建設費	1, 287, 310	・工期がかかる
概算 事業費	浸水対策費	0	・工事エリアが手狭となる
(千円)	解体工事費	214, 638	・工事中の来庁者駐車場が手狭となる
	付帯業務費	102, 531	・駐車スペースが確保しにくい
	用地費	0	・240 台駐車の場合必要な立体駐車場
	計	12, 740, 980	は 3, 280 ㎡程度

表 10-4 配置計画(4) 北田町(現在地)

表 10-4 配置計画④ 北田町(現在地)				
整備地	北田町(現在	地)	検証	
配置計画	本庁 (8F 13, 234㎡		平地駐車場 179 台 メリット ・駐車スペースが確保しやすい ・低層階を広くとれる ・工事エリアを確保しやすい デメリット ・高層の建物となる ・仮設庁舎の規模が大きくなる ・仮庁舎の想定規模は 7,130 ㎡程度	
	庁舎建設費	9, 151, 923	(本庁舎相当)	
	仮設庁舎建設費	1, 161, 094	・240 台駐車の場合必要な立体駐車場	
Linit Ash	立体駐車場建設費	971, 588	は 2,440 ㎡程度	
概算 事業費	浸水対策費	0		
(千円)	解体工事費	214, 638		
	付帯業務費	102, 531		
	用地費	0		
	計	11, 601, 774		

表 10-5 配置計画⑤ 南二日町広場

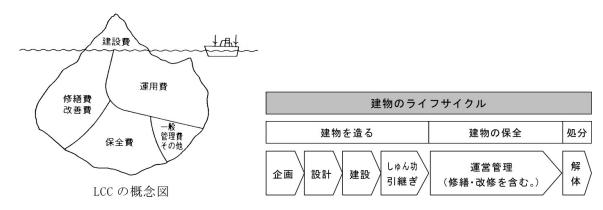
整備地	南二日町広場(南側約1	6,000 ㎡利用)	検証
配置計画		Control of the state of the sta	平地駐車場 240 台 メリット ・仮設庁舎が不要 ・立体駐車場が不要 ・駐車スペースが確保しやすい ・低層階を広くとれる ・工事エリアを確保しやすい デメリット ・浸水対策が必要 ・借地料がかかる場合がある。
	庁舎建設費	9, 318, 690	・用途地域(一住)の変更若しくは建
	仮設庁舎建設費	0	築基準法第 48 条の規定による許可
Limit haba	立体駐車場建設費	0	が必要
概算 事業費	浸水対策費	661, 787	・多目的グランドの代替えの検討が
(千円)	解体工事費	214, 638	必要
	付带業務費	102, 531	
	用地費	0	
	計	10, 297, 646	

表 10-6 配置計画⑥ 南二日町広場 ※平成 28 年仮配置ベース

	表 10-6 配直計画(6) 角	1一口凹凸场 X平	成 28 年仮配置ペース
整備地	南二日町広場(北側約1	8,000 ㎡利用)	検証
配置計画			平地駐車場 240 台 メリット ・仮設庁舎が不要 ・立体駐車場が不要 ・駐車スペースが確保しやすい ・低層階を広くとれる ・工事エリアを確保しやすい デメリット ・浸水対策が必要
	庁舎建設費	9, 361, 588	・借地料がかかる場合がある。・サッカーグランドの代替えの検討
	仮設庁舎建設費	0	が必要
Lmr A-A-	立体駐車場建設費	0	//···································
概算 事業費	浸水対策費	574, 615	
(千円)	解体工事費	214, 638	
	付帯業務費	102, 531	
	用地費	0	
	計	10, 253, 372	

第11章 ライフサイクルコスト (LCC) について

建築物の生涯にかかるコスト(ライフサイクルコスト(以下、LCC))とは、建築物の建設に直接 必要となる建設コスト、使用期間中の光熱水費や保険料等の運用コスト、維持管理や修繕等に係る 保全コスト、建物取り壊し時に係る解体処分のコストを総計したものをいいます。



財務局建築保全部 保全ガイドブックより

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物のライフサイクルコスト」によれば、建築物のライフサイクルコストの構成における建設費は、氷山の一角で、修繕費や運用費等が圧倒的な割合を占めているとしています。

基本構想策定段階における配置計画ごとの概算LCCについて、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した「平成31年版建築物のライフサイクルコスト(以下、LCC計算プログラム)(最新版)」をもとに、最新の建設コストを用いて次の条件で算定しました。

【前提条件】

- ・LCC 計算プログラムにより算定。ただし、建設コストは国土交通省大臣官房官庁営繕部新営予算単価(最新版)等により算定したものとする。
- ・新庁舎の使用年数は80年とする。
- ・算定方式は床面積入力法とする。
- ・床面積入力法によるモデル建物は施設規模や用途から選択する。
- ・新庁舎のモデル建物は大規模事務庁舎とする。
- ・立体駐車場に類似するモデル建物の用途がないため、施設規模や庁舎関連の施設となることから中規模事務庁舎とする。
- ・修繕等コストの算出に使用する外部足場の面積は建物の想定規模により計画ごと算定する。
- ・立体駐車場が必要な計画は立体駐車場の LCC も含む。
- ・建設コストは、設計コスト、新築コスト、工事監理コスト等のコストを指す。
- ・運用コストは、光熱水コスト、保険料等のコストを指す。
- ・保全コストは、維持管理コスト、修繕等コスト等のコストを指す。
- ・解体処分コストは、解体コスト、廃棄処分コスト等のコストを指す。
- ・修繕等コストは、分解整備費(設備機器のオーバーホール)、修繕費、更新費のコストを指す。
- ・修繕費とは、建築物の機能・性能を実用上支障のない状態まで回復させるコストを指す(ただし、 分解整備費、更新費は除く)。
- ・更新費とは、建築部分の全面的な取り換え、設備機器・部材全体の取り換えのコストを指す。

- ・物価上昇率は年間3%を考慮。
- ・仮設庁舎費は含まない。

解体処分コスト

合計

・土地の売却収入や用地の取得費は含まない。

802

37,640

・引っ越し費用等その他経費は含まない。

北田町(現在地)においては、棟の分割等による建設コストの他、駐車場の立体化による運用コスト及び保全コストの影響等により、概算 LCC は約 371 億 6 千万円から約 409 億 7 千万円となります。

南二日町広場においては、棟の分割や高層化、駐車場の立体化が不要になることから、概算LCCは 322億7千万円から約323億1千万円となります。

これらを比較した結果、両候補地の概算LCCには、48億9千万円から86億6千万円程度の差があることがわかります。また、同じ北田町(現在地)においては、4つの配置計画で最大約38億1千万円の差があります。南二日町広場については2つの配置計画はほぼ同程度となります。

整備地	北田町(現在地)				南二日町広場	
配置計画	1	2	3	4	5	6
建設コスト	11, 195	11, 338	12, 595	10, 441	10, 298	10, 254
運用コスト	4, 444	4, 545	4, 698	4, 484	3, 864	3, 864
保全コスト	21, 199	21, 813	22, 819	21, 422	17, 463	17, 463

表 11-1 施設全体(仮設庁舎を除く)概算 LCC の比較(単位:百万円)

表 11-9	宁全 協設	(仮設庁全。	立体駐車場を除く)	舞笛 LCC の比較	(畄位,五万田)
72 II-7				一個を見ししたフラレス	

854

40,966

810

37, 157

684

32, 309

684

32, 265

823

38, 519

X 11 1 /1 1/1/10 (NR/) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
整備地	北田町(現在地)				南二日町広場	
配置計画	1	2	3	4	5	6
建設コスト	10, 284	10, 276	11, 308	9, 469	10, 298	10, 254
運用コスト	3, 864	3, 864	3, 864	3, 864	3, 864	3, 864
保全コスト	17, 485	17, 457	17, 493	17, 451	17, 463	17, 463
解体処分コスト	684	684	684	684	684	684
合計	32, 317	32, 281	33, 349	31, 468	32, 309	32, 265

表 11-3 立体駐車場概算 LCC の比較(単位:百万円)

整備地	北田町(現在地)				南二日町広場	
配置計画	1)	2	3	4	5	6
建設コスト	911	1, 062	1, 287	972	0	0
運用コスト	580	681	834	620	0	0
保全コスト	3, 714	4, 356	5, 326	3, 971	0	0
解体処分コスト	118	139	170	126	0	0
合計	5, 323	6, 238	7, 617	5, 689	0	0

LCCは、建物を造る時のコスト(建設コスト)、建物の保全に関するコスト(運用コスト、保全コスト)、解体処分に関するコスト(解体処分コスト)に大きく分けられます。

各配置計画のLCC内訳比率の平均は図11-1のグラフのとおりとなり、建物の保全に関するコストが全体の約70%を占めていることから、LCCへの影響はこれらによるものが大きいことがわかります。



またLCCの内訳比率は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「平成31年版建築物のライフサイクルコスト」に掲載の大規模事務庁舎の参考値が図11-2となりますが、算定した図11-1値と近似していることが確認できます。

図 11-2 LCC 内訳比率 (大規模事務庁舎参考値)



第12章 PPP/PFI事業手法の導入検討について

1 PFI 手法の導入検討について

(1) 費用総額の比較による評価

第9章の配置計画に基づき国土交通省が作成した「VFM簡易算定モデル」プログラムを用いて、 VFM (Value For Money) を算定します。VFMとは、従来方式で行った場合の事業費(PSC)とPFI手法 で行った場合の事業費(PFI-LCC)との差で、PFI手法による費用の削減効果を示すが、PFI事業選定 時における参考VFMとして、総務省では、事業規模が80億円以上100億円未満で8.6%、100億円以上 の事業で7.6%を示しており、また、内閣府では、事務庁舎用途の値として約6%を示しています。

これら参考VFMを踏まえ、同水準のVFMを十分に期待できることが確認できれば、事業手法とし てPFI手法を選択することの判断が可能と考えます。

また、PFI手法では民間ノウハウを活用した積極的な営業活動や質の高いサービス提供等により 収入増を期待することが考えられるが、PFI事業選定時では、具体的な営業活動の内容やサービス メニューが未確定であり具体的に収入増加分を見積もることが難しいため、利用料金収入は見込 んでいません。

なお、「VFM簡易算定モデル」ではPFI手法の内、BTO方式及びBOT方式を対象としています。 表 12-1 BTO 方式及び BOT 方式の概要

BTO 方式	・民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有
Build-	権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。
Transfer-	・業務範囲に、設計・建設、維持管理・運営等を含むことが一般的。
Operate	・対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。
BOT 方式	・民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了
Build-	後に公共側に施設の所有権を移転する方式。
Operate-	・業務範囲と契約はBTO方式と同じ。
Transfer	・対価は維持管理・運営期間に支払うことが一般的。

その他 事業期間を通じた公的財産負担 CVFM 利・間接コ SPC 利益 期間を通じた公的財産 その他 _{金利・税金等} 拖設管理 施設管理 運営費 施設整備費 施設整備費 PFI-LCC 従来方式の PSC

図12-1 VFMの考え方

(2) 算定結果

「VFM簡易算定モデル」を用いた各配置計画のVFMは以下のとおりとなりますが、いずれも、事業手法としてPFI手法を選択する判断基準となる参考VFMと同水準のVFMは得られない結果となっています。

27							
区分	従来方式	BTO 方式		BOT 方式			
	(PSC) (千円)	PFI-LCC (千円)	VFM	PFI-LCC (千円)	VFM		
配置計画①	8, 612, 303	8, 341, 815	3.1%	8, 586, 473	0.3%		
配置計画②	8, 927, 902	8, 638, 805	3.2%	8, 869, 361	0.7%		
配置計画③	9, 578, 830	9, 253, 361	3.4%	9, 521, 179	0.6%		
配置計画④	8, 796, 579	8, 514, 272	3.2%	8, 750, 697	0.5%		
配置計画⑤	7, 884, 922	7, 657, 979	2.9%	7, 868, 788	0.2%		
配置計画⑥	7, 854, 451	7, 629, 216	2.9%	7, 841, 381	0.2%		

表 12-2 VFM 算定結果

PFI手法については、民間事業者が施設の運営母体となる事業が、期待のできるVFMを生み出す傾向にあることから、施設運営を民営化しにくい庁舎施設については、効果が得られにくかったものと考えられます。

2 PPP 手法の導入検討について

新庁舎整備で想定される PPP 手法の内、「DB 方式」「ECI 方式」「リース方式」についてメリット、デメリットを検証します。

DB 方式 (Design-Build) とは、構造物の構造形式や主要諸元等の設計と施工を一括して発注する方式であり、あらかじめ発注者が構造物に求める機能や性能、施工上の制約等を提示した上で発注を行う。

ECI 方式 (Early-contractor-involvement)とは、設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約を行う方式であり、施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を行う。

リース方式とは民間事業者が設計施工し、民間事業者が所有したまま維持管理運営を行い、事業終了時に所有権を移転する方式。

表12-3 DB方式・ECI方式・リース方式の概要

(1) DB 方式

【メリット】

- ・設計段階から施工者が参画することで、施工者の技術・ノウハウが設計に反映され、施工者の 持つ技術等の発揮の余地が大きい。
- ・設計段階から施工者が参画することで、建設工事の入札不調による事業遅延リスクを回避できる。

【デメリット】

- ・施工者側の意向に偏った設計になりやすく、市のチェック機能が働きにくい可能性がある。
- ・発注段階で設計や施工等に関する要求条件を明確にする必要がある。

(2) ECI 方式

【メリット】

- ・施工者の早期参画により、施工者の技術やノウハウが設計に反映され、施工者の持つ技術等の 発揮の余地が大きい。
- ・設計段階から施工者を選定するため、建設工事の入札不調による事業遅延リスクを回避できる。

【デメリット】

- ・設計者と施工者の意見が合わず、事業期間が延びる可能性がある。
- ・施工者は、基本設計で把握できる範囲を基に設定された条件から、実際の工事費を積算するため、詳細な実施設計による積算と乖離するリスクを伴う。

(3) リース方式

【メリット】

- ・施設整備及び維持管理の双方から、性能発注、包括契約、長期契約によるコスト削減効果が期 待できる。
- ・民間事業者が資金調達を行うため、市は、施設完成後において、毎年のリース料や、施設整備 費相当額を平準化して支払うことが可能である。

【デメリット】

- ・民間事業者による資金調達となり、起債金利よりも高い資金調達コストが必要になる。
- ・民間事業者の施設を所有するため公租公課が発生する。